

無線設備規則の一部を改正する省令(平成 17 年 11 月 25 日総務省令第 156 号)

附 則

(無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「無線局」の下に「(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局を除く。以下同じ。)」を加える。

附則第五条第一項中「無線設備」の下に「(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百五十七号)による改正前の証明規則第二条第一項第十一号から第十一号の八までの無線設備を除く。第四項及び第五項において同じ。)」を加え、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。